

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関等の一部を改正する告示をここに公布する。

令和7年3月27日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市告示第66号

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関等の一部を改正する告示

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関等（令和6年鈴鹿市告示第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
1 法第54条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。 （1） 略 （2） 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）<u>第14条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。） （3） 略	1 法第54条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。 （1） 略 （2） 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）<u>第15条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。） （3） 略
2 鈴鹿市手数料条例（平成12年鈴鹿市条例第17号）別表第7に規定する法第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法	2 鈴鹿市手数料条例（平成12年鈴鹿市条例第17号）別表第7に規定する法第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法

は、次の各号に掲げるいずれかの書類を添付する方法とする。

(1) 登録住宅性能評価機関が交付する法第54条第1項各号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の写し

(2) 登録住宅性能評価機関が交付する品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）の写し

は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付する方法とする。

(1) 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住宅の用途に供する部分のみを評価する場合 次のいずれかの書類

ア 登録住宅性能評価機関が交付する法第54条第1項各号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の写し

イ 登録住宅性能評価機関が交付する品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）の写し

ウ 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）の写し。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次のいずれかの書類。ただし、複合建築物の全体が評価対象の場合については、ウ又はエとする。

ア 登録住宅性能評価機関が交付する法第54条第1項各号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の写し

イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する法第54条第1項各号に掲げる基準に適合している旨を証する

(3) <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する法第54条第1項各号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の写し</u> (4) <u>評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）の写し</u>	<u>書類の写し</u> ウ <u>登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関が交付する法第54条第1項各号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の写し</u> エ <u>評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）の写し</u>
--	--

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。